

# 施設利用の基本情報

## 休館日

- 第1・3月曜日（祝日にあたる場合は開館）
- 年末年始（12月29日～1月3日）

※上記の他、保守点検等を実施するため休館する場合があります。

## 貸出施設

大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室A・B・C（※1）

多目的室、小スタジオA・B・C、交流・創作ギャラリー、屋上庭園、2階大ホールホワイエ（※2）、大ホール楽屋8・9（※3）

※1 文化芸術作品の展示のために、文化交流室A・B・Cの三室をセットで、連続2日以上使用する場合は「文化交流室（三室一体利用）」としてご利用いただけます。

※2 大ホールの利用がない場合に限り、2階のホワイエ部分をご利用いただけます。

※3 文化交流室および多目的室が使用できず、大ホールの利用がない場合に限り、大ホールの楽屋8・9を会議室としてご利用いただけます。

## 利用時間

※利用時間には、搬入・準備・楽器調律・撤収および原状回復等に要する時間を含みます。

- 大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室（三室一体利用）、  
交流・創作ギャラリー、屋上庭園、2階大ホールホワイエ

| 午前         | 午後          | 夜間          |
|------------|-------------|-------------|
| 9:00～12:00 | 13:00～17:00 | 18:00～22:00 |

- 文化交流室A・B・C、多目的室、小スタジオA・B・C、大ホール楽屋8・9

|                 |
|-----------------|
| 1時間単位（毎正時）の貸し出し |
| 9:00～22:00      |

## 連続利用可能日数

| 大ホール、小ホール、大スタジオ、文化交流室（三室一体利用） | 交流・創作ギャラリー | その他 |
|-------------------------------|------------|-----|
| 14日                           | 7日         | 3日  |

※休館日は日数に含まれません。

# 変更・キャンセル

## 利用の変更

- 利用内容の変更の届け出は、「使用許可変更申請書」に「使用許可書」を添付して受付窓口へご提出ください。  
1回に限り変更が可能です。2回目の変更は取り消し扱いとなります。  
また、利用調整または抽選により申し込みをされた場合、変更はできません。  
取り消し扱いとなりますのでご注意ください。
- 変更の申請を受け付けることができる期限は次のとおりです。

| 施設            | 変更申請の期限  |
|---------------|----------|
| 大ホール          | 利用日の90日前 |
| 小ホール、大スタジオ    | 利用日の60日前 |
| 文化交流室(三室一体利用) | 利用日の30日前 |
| その他           | 利用日の7日前  |

- 変更により利用料金が増額となる場合は、差額をお支払いいただきます。減額となる場合、差額の払い戻しはありません。

## 利用のキャンセル

- 利用をキャンセルする場合は、「使用料還付申請書」に「使用許可書」を添付して受付窓口へご提出ください。
- 所定の期限までに申請書を提出された場合、次のとおり利用料金を還付します。

| 施設            | 還付可能な申請の期限 | 還付額        |
|---------------|------------|------------|
| 大ホール          | 利用日の90日前   | 支払われた料金の半額 |
| 小ホール、大スタジオ    | 利用日の60日前   |            |
| 文化交流室(三室一体利用) | 利用日の30日前   |            |
| その他           | 利用日の7日前    |            |

# 使用上の注意事項 [01]

## 利用時間の厳守

- 許可された利用時間内に、搬入・準備・楽器調律・撤収・原状回復等、すべての作業を終了してください。
- 利用を開始する際は、受付にて「使用許可書」をご提示ください。
- 利用時間の延長には事前の許可が必要です。利用時間を超過しそうな場合は予めお申し出ください。

## 作業上の制限

許可無く施設に改造や変更を加えないでください。  
また、予め許可を受けていない備品等を施設外へ持ち出すことはできません。

## 掲示の制限

許可無く壁、柱、窓、扉等にポスター、看板、旗、懸垂幕等を掲示しないでください。  
掲示の許可を受けている場合でも、壁、柱、窓、扉等へのテープや釘、  
鋏等の原状回復が不可能な方法を用いることを禁止します。

## 物品の販売

当ホールの許可を受けた上で物品を販売してください。  
なお、文化交流室、交流・創作ギャラリーおよび屋上庭園以外の施設では、  
物品の販売のみを目的とした利用はできません。

## 火気の使用

催し等で演出上必要な場合は事前にお申し出の上、関係官公署等からの許可を受けてください。  
許可の無い火気の使用を禁止します。

## 定員の厳守

施設の定員を超えての入場はできません。定員を超える入場者数を設定することはご遠慮ください。

## 貴重品の管理

使用者の責任において貴重品の管理をお願いします。  
施設内および敷地内における盗難について、当ホールは一切の責任を負いかねます。

# 使用上の注意事項 [02]

## 災害・緊急時の対応

災害や緊急事態の発生に備えて、入場者の避難・誘導、応急処置、緊急連絡等に対応できる態勢を整えてください。事故発生時には、直ちに当ホールスタッフまでご連絡ください。

## 不可抗力の場合の措置

天災地変等の不可抗力によって催しを実施できない場合や、不測の事態により使用者、出演者、参加者および入場者に事故が生じた場合、当ホールではその責任を負いかねますので予めご了承ください。

## 損害賠償

当ホールの施設や設備等を破損、汚損または紛失した場合、使用者の責任において弁償していただく場合があります。

## 原状回復

使用された施設および設備は利用時間内にすべて元の状態に戻し、整理整頓してください。使用終了と原状回復を受付までご報告ください。

## ごみの取り扱い

施設の利用にあたって発生したごみはすべてお持ち帰りいただくか、利用時間内に業者等が引き取るよう手配してください。

## 入場者への注意事項

- 使用者は、次のことを守っていただくとともに、入場者にも同様に周知してください。
- ・あたりかまわず大声で歌ったり、騒音、暴力等の他人に迷惑をかける行為をしないでください。
  - ・館内に、危険物や他人の迷惑となる物品の持ち込み、動物(盲導犬・介助犬を除く)を連れてのご入場はできません。
  - ・大ホールおよび小ホールの客席に飲食物を持ち込まないでください。
  - ・指定された場所以外で喫煙しないでください。
  - ・所定の場所以外にごみ等を捨てないでください。

## 使用許可の取り消し・制限・停止

施設を使用される内容が次のいずれかに該当する場合は、使用を許可しません。すでに使用の許可を受けている場合、あるいは使用中であっても、使用許可の取り消し、使用を制限または停止することがあります。

なお、当ホールは以下に関する損害の補償はいたしません。

- ・公の秩序、または善良な風俗を乱す恐れがあると認められる場合
- ・施設、設備等を破損または滅失する恐れがあると認められる場合
- ・指定暴力団等、集団的または常習的に暴力的不法行為あるいは反社会的な行動等を助長する恐れのある団体の利益になる、または利益になる恐れがあると認められる場合
- ・「使用申請書」の記載に偽りがあった場合
- ・上記の他、施設の管理上支障があると認められる場合